

定款

目 次

第1章 総 則

第1条 (商号)

第2条 (目的)

第3条 (本店所在地)

第4条 (公告方法)

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

第6条 (単元株式数)

第7条 (単元未満株主の売渡請求)

第8条 (単元未満株主の権利制限)

第9条 (株主名簿管理人)

第10条 (株式取扱規程)

第11条 (基準日)

第3章 株主総会

第12条 (招集)

第13条 (招集地)

第14条 (招集権者および議長)

第15条 (決議の方法)

第16条 (議決権の代理行使)

第17条 (議事録)

第18条 (電子提供措置等)

第4章 取締役および取締役会

第19条 (取締役会の設置)

第20条 (員数)

第21条 (選任方法)

第22条 (任期)

第23条 (取締役会の招集)

第24条 (代表取締役)

第25条 (役付取締役)

第26条 (取締役会の決議方法)

第27条 (取締役会の決議の省略)

第28条 (取締役会規程)

第29条 (報酬)

第30条 (取締役の責任免除)

第31条 (社外取締役との責任限定契約)

第5章 監査役および監査役会

第32条 (監査役および監査役会の設置)

第33条 (員数)

第34条 (選任方法)

第35条 (任期)

- 第36条 (常勤の監査役)
- 第37条 (監査役会の招集)
- 第38条 (監査役会の決議方法)
- 第39条 (監査役会規程)
- 第40条 (報酬)
- 第41条 (社外監査役との責任限定契約)
- 第42条 (補欠監査役)

第6章 会計監査人

- 第43条 (会計監査人の設置)
- 第44条 (会計監査人の選任)
- 第45条 (会計監査人の任期)
- 第46条 (会計監査人の報酬等)

第7章 計 算

- 第47条 (事業年度)
- 第48条 (剰余金の配当・自己の株式の取得等)
- 第49条 (中間配当金)
- 第50条 (その他)

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、はごろもフーズ株式会社と称し、その英文名は、HAGOROMO FOODS CORP ORATIONと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種缶詰、その他加工食品の製造販売
2. 各種飲料の製造、販売
3. 飼料、肥料の製造、販売
4. 前各号に関する原材料の売買
5. 冷凍、冷蔵業
6. 食料品製造機器の製造、販売およびこれに付帯する企画、開発、設計、保守業務
7. 食器、台所調理器具、室内装飾品、園芸植物、および日用雑貨品の販売
8. 料理および暮らしに関する書籍の出版ならびに販売
9. 石油製品の販売
10. 各種自動車類の販売ならびに修理
11. 海上運送業および陸上運送業
12. 倉庫業
13. 不動産および動産の賃貸
14. 飲食店の経営
15. 損害保険代理業および自動車損害賠償法に基づく保険代理業
16. 包装用資材の加工、販売
17. 自然エネルギー等による発電事業および電気の販売等に関する業務
18. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は本店を静岡市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、4,130万株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第7条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、買増しという）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時招集する。

(招集地)

第13条 当会社の株主総会は、静岡市で開催する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は取締役社長が招集する。また、総会の議長は取締役社長があたる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は取締役会を置く。

(員数)

第20条 当会社に取締役17名以内を置く。

(選任方法)

第21条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が代わる。

2. 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(代表取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を選定し、会社の代表とする。

(役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々、若干名を選定することができる。ただし、取締役社長以外は欠員とすることができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠つたことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、当該取締役が善意で重大な過失がない場合には、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第32条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(員数)

第33条 当会社に監査役5名以内を置く。

(選任方法)

第34条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第37条 監査役会を招集するには、各監査役に対し会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役との責任限定契約)

第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。

(補欠監査役)

第42条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第34条の規定を準用する。
3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当・自己の株式の取得等)

第48条 当会社は毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。

2. 当会社は、剰余金の配当および自己の株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めることができる。
3. 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

(中間配当金)

第49条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、中間配当金という。）を行うことができる。

2. 中間配当金の支払義務については前条第2項を準用する。

(その他)

第50条 定款に規定なき事項は総て法令に準拠する。